

佐賀大学学術情報処理センター規則

(平成15年10月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立学校設置法施行規則(昭和39年文部省令第11号)第20条の3第1項の規定に基づき設置された佐賀大学学術情報処理センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、佐賀大学(以下「本学」という。)における学術情報を支える基幹情報システムを統括するとともに、大学の共通的情報基盤の整備推進及び電子図書館機能の充実を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 基幹情報ネットワークの整備及び維持に関すること。
- (2) 共通の学術情報システムの整備及び維持に関すること。
- (3) 電子図書館の整備及び維持に関すること。
- (4) 学内及び地域情報化の技術支援に関すること。
- (5) その他共通的情報基盤の整備推進に関すること。

(職員)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 専任の教員
- (4) その他必要な職員

(センター長)

第5条 センター長は、本学の専任の教授のうちから選考する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は、6月とする。
- 4 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、本学の専任の教員のうちから選考する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センターの業務を整理する。
- 3 副センター長の任期は、6月とする。
- 4 副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(医学サブセンター)

第7条 センターに、医学サブセンター(以下「サブセンター」という。)を置く。

2 サブセンターにサブセンター長を置き、サブセンター長はサブセンターの業務を掌理する。
(センター長、副センター長及び専任の教員の選考)

第8条 センター長、副センター長及びセンターの専任の教員の選考は、次条に定める運営委員会の議を経て、学長が行う。

(運営委員会)

第9条 佐賀大学教授会通則(平成15年10月1日制定)第9条の規定に基づき、センターに、佐賀大学学術情報処理センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(組織)

第10条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- (1) センター長及び副センター長
- (2) 附属図書館長及び分館長
- (3) 教養教育運営機構長
- (4) 科学技術共同開発センター長
- (5) 総合分析実験センター長
- (6) センターの専任の教員
- (7) 各学部及び医学部附属病院から選出された教員 各1人

2 前項第7号の委員の任期は、6月とする。

3 第1項第7号に掲げる委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第11条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもつて充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した副センター長がその職務を代行する。

(議事)

第12条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 都合により委員が出席できない場合は、代理の者の出席を認め、議決に加わることができるものとする。

3 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、人事に関する事項及び特に重要な事項については、出席した委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(専門委員会)

第13条 運営委員会は、専門的事項を審議するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(意見の聴取)

第14条 運営委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(センターの利用)

第15条 センターの利用に関する事項は、別に定める。

(事務)

第16条 センター及び運営委員会に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。

2 この規則施行後、最初に任命されるセンター長及び副センター長の選考は、統合後の佐賀大学学術情報処理センター設置準備委員会が推薦する者について、学長が行う。